

新型コロナウイルス感染症により、現在、日本中の医療機関の受診方法が、特別体制となっています。

新型コロナウイルスは、他のインフルエンザや溶連菌、風邪などと症状の区別がつきません。

「風邪のような症状」で受診するときは、次の注意事項をお守り下さい。

注意する症状とは、注意する患者さんとは・・・

発熱・咳・痰・鼻水・咽頭痛・嘔吐・下痢・味覚障害・嗅覚障害などの症状
あるいは、流行地に出かけたり周囲に新型コロナウイルスの心配な人がいる方

診察できる医療機関が限られています！

見分けがつかないので、インフルエンザや溶連菌、その他いわゆる風邪のような病気もすべて、最初は新型コロナウイルスと同じ扱いになり、検査も診察も特別な対応となります。医療機関によっては、受診できない場合があります。どこにかかれば良いか、電話で、かかりつけ医や「受診・相談センター」に相談して下さい。（「受診・相談センター」：0266-57-2930、24時間受付）

医療機関へはまず最初に、自宅から電話をしてください！

他の患者さんと一緒に待合室で待つことができません。まず最初に自宅から医療機関に電話をして病状を伝え、受診する時間などの指示を受けて下さい。

受診のときは特別対応になります！

医療機関では、医師の判断で特別診察になります（マスク・感染防御着・フェイスシールド・手袋などを着用した医療者が隔離室や駐車場などで検査・診察）。医師と看護師は着替えや消毒が必要で、準備に時間がかかるため指定時間以外には診察できません。また受診所要時間も、受付・問診・診察・検査・投薬・会計などで1時間以上かかることとなります。（トイレも原則として使えません）

地域の医療の安全を確保するために、大変ご面倒をおかけしますが、よろしくお願いいたします。